

農業現代化政策に見る中国農村の諸問題
— 家庭経営と新経済連合体の発展を中心に —

小 松 出
広島大学総合科学部

**Problems of Rural Society under the Policy of Modernization of
Agriculture in China**

— On the Developing Farmers' Household-based Management and
the Agricultural Economic Association —

Izuru KOMATSU

Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

SUMMARY

The purpose of this article is to investigate the changes and problems of China's rural Society under the policy of agricultural modernization after Peoples' Commune. The following three problems will be dealt with in this paper.

1. the elements making up the Specialized Households Management.
2. the functions of the New Agricultural Economic Association after Peoples' Commune.
3. the co-operations with the New Agricultural Economic Association and Farmers' Household-based Management.

The problems will be discussed from the following three viewpoints.

1. the conditions of the development of the Farmers' Household-based Management.
2. the character and the process of establishment of A New Agricultural Association.

3. the problems of the New Agricultural Association and the Specialized Household Management facing rural society.

目 次

はじめに

1. 農業政策の展開と家庭経営の発展
 1. 農業政策の展開
 2. 家庭経営の発展と人民社会の解体
2. 家庭経営の経営内容とその問題点
 1. 専業化，多角化経営の経営内容
 2. 専業化，多角化経営の問題点
3. 新しい経済組織
 1. 新経済連合体の試み
 2. 新しい経済組織の問題点

おわりに

はじめに

1978年以降展開した、4つの現代化を旨とする中国の現代化政策は各分野にわたって多くの改革を実行してきた。農村における経済体制改革は大きな成果をあげ、「農村での改革の成功の経験と、農村の経済発展の都市に対する要請は都市を重点とする経済体制全般の改革にきわめて有利な条件をもたらした」¹⁾と評価されている。今後、都市を重点とした諸改革に農村での経験が生かされてゆくであろうが、それ以上に農村・農業の発展は、中国現代化政策の根本的基礎条件を与えたといえよう。

農村での経済体制改革は、単一の農業生産構造の改革であり、従来からの人民公社体制の改革であった。78年以降農村に展開した、生産責任制は、人民公社体制の事実上の形骸化を示している。生産責任制は、農村経済のより専業化，多角化，商品生産化への発展にともなって変化し、多くの家庭経済を基礎とする経営単位を誕生させた。現在この家庭経済を基礎とする生産責任制を採用している農

家は総農戸数の90%以上を占めており、²⁾ 2000 万戸や、商品生産を専門に行なう専門戸なども出現している。

しかし、従来弊害が多かったにせよ、農村の集団経済単位であった人民公社体制から極端な家庭経営レベルにまで経営単位が低級化したことは、今後多くの問題が出てくるのではないであろうか。本小論は、現在の農村の現状とその問題点を専門戸、新しい経済連合体の側面から考察する。

1. 農業政策の展開と家庭経営の発展

1.1. 農業政策の展開

1978年以來施行されてきた農業政策の重点は、人民公社制度のもとで確立されてきた農業生産構造の単一化からの脱却であった。

従来、中国経済のネックは農業生産の低迷にあり、とりわけ全土の1割強の耕地面積で10億の人口を自給するだけの穀物食糧の生産に力を注いできた。この穀物食糧生産重視の政策は、農業³⁾における耕種業のみを重視することとなり、林・牧・副⁴⁾・漁業面は軽視されるという不均衡な生産構造をつくり出した。その上、農民は人民公社制度の集中的経営・統一管理のもとで、集団労働にノルマ的に従事していた。

生産責任制の導入は、まず人民公社のもとでの統一的に管理された集団労働からの脱却を意味している。中でも生産量＝労働の成果と直結する請負形式が農民の生産意欲を向上させ、又同時に請負単位の縮小化と集団所有体制との関係の稀薄化の方向へと向かった。

一方、農業生産構造の全面発展のために、多角経営化（中文では多種経営化一筆者）も奨励された⁵⁾

総じて、82年までの農業政策は、生産責任制の定着化と多角経営化の奨励を主眼としていた。83年の第1号文件⁶⁾では、「計画経済を主とし、市場調節を補とする」方針のもとでの商品生産の発展が奨励され、「決して穀物食糧生産をおろそかにせず、積極的に多角経営の発展の方針を各地で実行し、農・林・牧・副・漁業を各地の実情に応じて発展させる」⁷⁾ことを原則としていた。

そして、84年の第1号文件⁸⁾は、農村政策の基本点を生産力水準の向上・商品

流通ルートの整備・拡充・商品生産の発展においている。第1に提示されているのは、農民が家庭経営を基礎にして、生産規模を拡大し、経済的利益を高めることを援助すること、である。

その方策として、①土地請負い期間を15年以上とすること、②自留地・請負い地の売買・小作貸し出しは従来通り禁止するが、請負い土地の「また請け」を奨励し、耕種技術のある農民、篤農家に集中させる、③土地への投資を保証する、④専業戸には統一的な標準と発開指標を固定的に定めず、物質援助と資金援助を適度に行なう、⑤技術・労力・資金・資源の面で多様な形式での結合をすすめ、農民に商品生産における各自の特質・能力が発揮できる様に適当な経営規模を形成させる、⑥土地公有制を基礎とした地区性の合作経済組織をつくる、等が提起された。

この中で、土地の「また請け」については、「また請け」に出す農民が自ら相手を捜し、交渉するが、自分が契約した請負内容は変更することができない以外は、条件の面でも全て当事者同仕が決定できるとされた。同時に口糧についても、「また請け」をうけた者から公正価格で購入できることとなった。この口糧問題の解決により、農民自身地区の制限をうけずに各種専業合作組織に参加できることが許され、口糧調達を自らするという条件で町へ移住し、工業・商業・サービスを営むことも許可された。これらの施策は、土地の分散による小規模家庭経営の発展を制限していた、土地の公有制度にまた新たに私的所有的性格を強めたといえる。

また農民の更なる発展のために、国家・集団は農民を援助・支持し、地区の経済合作組織は、農民に服務することに工作の重点をおくことが定められている。

又、商品生産の発展により重用な作用を果たす流通面でも改革が必要とされとりわけ供給販売合作社は改革をして、真に農民大衆の集団所有の合作商業となることが求められている。「官商」的体質から農民の要求に即応できる柔軟性が求められ、具体的には生産を援助し、販路を開き、売れゆきを促進し、農民と経済利益共同体となり、国家と農民との経済的紐帯となることが要求されている。そして、商品生産を発展させ、流通ルートの拡大のために、サービス業体系の整備、冷凍庫、倉庫、交通・通信等の設備を増設し、国家と集団と個人が一斉に流通部門へ

進出することも提案されている。

農産物の買付け、販売についても従来の統一買上げ、割り当て買上げをしてい
一類・二類に属する農産物品数を少なくすること、即ち統制産物品目の減少がな
された。

商品流通の滞留問題、ことに穀物食糧の運送問題を解決することが急務とし、
交通運輸部門の改善と同時に、積極的に集団と個人の運輸業を発展させ、運輸
合作社の組織化が要求された。

以上が、'84年1号文件の内容概略であるが、農村が直面している商品生産発展
を阻害している問題を重視し、その改善策に主眼をむいているといえる。また、
農村・農業の現代化のけん引車として、専業戸を評価し、各方面からバックアッ
プし、育成に努める様提案されている。しかしながら、この専業戸が農村におい
ていかなる問題に直面し、又いかに発展してゆくべきかについては明らかにされ
てはいない。

1.2. 家庭経営の発展と人民公社の解体

生産責任制を導入して以来、中国農業にとっての関心事であった穀物食糧生産
が飛躍的に向上した。しかし、'78年以来穀物食糧播種面積は1億余畝も減少して
おり、単位面積当たり収量の向上によるものである。(表I参照)が、この短期

表I 1978年～1982年における穀物食糧生産と人口の推移

	穀物食糧播種面積	穀物食糧単位面積収量	総人口	農村総人口	農村人口の割合
1978年	180,881	337	96,259万人	79,014万人	82.1%
1980	175,851	365	98,705	79,565	80.6
1982	170,094	416	101,541	80,387	79.2

(出所、『中国統計年鑑 1983』103, 154, 171頁。)

間での収量増加をもたらしたのは、農民の生産への積極性を引き出した生産責任
制の成果である。とりわけ「双包制(個別農家による生産請負いと経営請負い一
包産到戸・包干到戸)」による個別経営が大きく貢献した。この「双包制」は、
その他各種生産責任制が長い人民公社体制のもとで硬直化した集中経営管理制度

から脱し、生産・経営の自主権、労働の自主権を取り入れた統一経営の下での種々の形式の典型といえる。

この「双包制」、とりわけ包幹到戸は決して個別経営ではなく、土地の共有制を前提に、農家と集団の請負関係を維持した、土地・大型農具、水利施設は集団が統一的に管理し、又国家の計画・指導を受けている、等の理由で社会主義経済の一構成部分であることが確認されている。⁹⁾しかし、「双包制」=社会主義経済下における個別経営の認可は、労働単位を生産隊・組から個人・家庭へと縮小化し、集団での統一経営から個人・家庭による経営へと移行することを認めたことを意味している。

また、自留地・飼料地の拡大・家庭副業の発展・奨励がなされるとともに、多角経営化も奨励され、一部個人経営を要求する者も生産隊により許可されることになっている。¹⁰⁾この副業生産への参加奨励は、生産責任制普及による労働組織の合理化・効率化によって創出された余剰労働力、余剰労働時間を多様な自然資源との結合を行ない、農業の全面的発展と農業生産構造のバランス調整を図かることを意味している。即ち、農業自体季節性のある業種であるとともに、経営の自主権獲得により、余剰時間は生まれ、余剰労働力も従来の1/3～1/2でできており、¹¹⁾人口多く、耕地少ない状況にとって、余剰労働力を吸収する受け皿の必要性が出てきたわけである。また従来の穀物食糧生産への偏重を改善することが、農産物の商品化拡大、農村での社会的分業の推進、専業化、経営の集約化を図かる上でも重要な問題となってきたからである。

他業種就業の奨励=多角経営の奨励は、個人でも参加・経営できることへの認可により家庭経営を基礎にして発展していった。同様に、家庭副業も余剰の労働力・時間と少しづつ出てきた収益の手近な投入先として盛んとなった。一般地区でも多角経営に従事する労働力は20%前後を占め、経済的に発達している地区では50%前後、甚だしき地区では70-80%を占めている。例えば上海郊区の嘉定県馬陸公社の1981年の労働力分布は、農業45.4%、工業44%、副業10%であったが、農家別にみると、純粹に農業のみに従事しているのは総農家数の1%、工業に従事している「脱農戸」は10%であり、農・工業兼業の形をとっている農家は88%を占めている。¹²⁾こうした兼業経営農家の増加は、農村社会の分業化・専業化に

としては好ましい状況であり、一連の政策の成果といえよう。

このように生産責任制の導入は、経営単位を家庭経営のレベルにまで低級化させたが、元来、農民の人民公社体制——集中管理と統一労働を実行する「三級所有制・生産隊基礎」に対する不満にあった。計画経済のもとの人民公社体制は、統一的な労働とノルマにもとづく分配方式をとり、農民から生産・経営の自主権をとりあげ、生産意欲を減退させた。農民の要求はもちろん、各公社及び公社内の各大隊・生産隊における自然・経済・技術水準の状況を全く無視した、硬直化した管理主義・形式主義は多くの弊害を生み出した。農民間には「平均主義」が生まれ、労働・生産意欲はそこなわれたが、それは人民公社の労働・生産管理制度に問題があるだけでなく、公社制度自体の「政社合一」制度が、経済活動面に行政による指導という干渉・介入を許し、経済的利益、効果よりも政治的配慮を優先させたために経済面での活力は失なわれ、官僚主義・権威主義が公社組織を支配したからである。

こうした人民公社制度の改革は、1982年12月の新憲法に示されている。¹³⁾ ここでは郷政府の確立が指示され、実質的な政・社の分離原則の確立が予想された。これ以後、郷政府が、人民公社での行政機能をうけもち、経済面での活動は従来通り、集団所有制を前提とした集団経済組織へと分離される方向となったのである。公社・大隊・生産隊が所有していた企業財産等は全て移動を許されなかったために、「三級所有制」を基盤とした、新しい経済組織が各地で生まれている。

公社＝郷レベルでは、農工商联合会司・聯合社とか、経済委員会・管理委員会等の名称へと変わったが、人民公社の名称を依然と残す所もあった。そして、その下に各々農・工・商各公司或いは管理センターを設けているが、大隊＝県レベルでも同様である。¹⁴⁾

ここで設立した多様な新経済組織は、公社制度の悪弊を排除し、行政区画で分割され、閉鎖的であった三層経済構造を否定し、各々が各々のレベルで独立し、上級からの支配をうけないことを原則としている。社員個人についても、生産隊の成員であること以外は何ら他の組織から制約を受けないのである。独立した各層多様な経済組織は、合作社経済として位置づけられ、各地の経済発展・工副業発展水準の実状にあわせて農民との間に各種形式の経済連合体を作り出している。

2. 家庭経営の経営内容とその問題点

2.1. 專業化、多角化経営の経営内容

專業戸については、各地においてその内容が違い、末だ一定の規定・基準はないようである。しかし、實質的には「承包專業戸、自営專業戸」の総称といえる。

この「承包專業戸」とは、元來生産責任制の一形態である「連産承業包産責任制」（生産量にリンクした專業別生産責任制）を構成する一請負単位である。農村で最も普及しているこの生産責任制は単に「專業承包責任制」と呼ばれるが、生産隊の統一指導を前提にして、農・林・牧・漁・工・商・副業の生産項目に応じて請負うものである。現在は請負い単位を家庭経営におき、生産隊との間で請負い契約をする。この契約では産量、質、期限、報酬等が決められ、「專業」とは、どの生産・作業項目を専門に行なうかということであり、飼育專業戸がより分業化し、種畜・孵化・屠殺專業戸がうまれることである。¹⁵⁾もともと農村では多角経営が奨励されているため、「農・副・工・商業各戸一業」¹⁶⁾と、請負いはただ一業種に限られているが、他業種との兼業にはさしつかえないようである。

一方「自営專業戸」とは、家庭副業を基礎としたものである。この家庭副業とは、集団による社隊副業に対置するものであり、家庭で行なう家畜の飼育、手工業生産、漁師・狩猟等の副業を、農民の家庭経営で行なうことをさしている。この家庭副業の発展は、農村に生産責任制がいかなる影響を与えたのかを表わしている。即ち ① 剰余労働力と時間の創出、② 限定された資金の投入先、③ 技術の有無、である。¹⁷⁾とりわけ③は家庭副業ばかりでなく、請負った主業においても、その成果に大きく影響を与えている。

この「時間・労力・資金・技術」を家庭副業に投入し発展したのが「自営專業戸」である。当然農業部門以外でも成立し、運搬業、各種サービス業などの業種で農村・都市を問わず成立している。

このように、專業戸経営とは多くが兼業経営である。しかし、この兼業経営は、単一的な穀物食糧生産を主とし、副業を補とする従来の農家経営から脱し、穀物食糧生産以外の生産及び、家庭副業はもちろん、農業以外各業生産を主業として発展させてゆくことを目指す多角経営の実現に至る、過渡的経営形態といえる。

この家庭経営は、多角経営・兼業経営の程度と内容において「專業戸・重点戸」

に区別されている。総収入のうち商品生産部分が70%を超える場合「専業戸」とし、50%以上を「重点戸」とする。又家庭の主要な労働力或いは大部分の労働力が多角経営を行ない、そのうちの1つが総収入2/3以上ある場合、「専業戸」とする。「重点戸」の方は補助労働力(老人・子供)や主要労働力が暇な時間を使って多角経営を行なう農家を指す。¹⁸⁾即ち、前者は商品生産化率を基準としたものであり、商品生産を主業とする＝専業する、ということである。又、後者の場合は、多角経営の規模と収入に基準をおいている。

専業化と表裏一体の関係で提唱されているのが多角経営化である。この多角経営とは、日本でいう意味ではなく、又主・副両業の発展したものを指すのでもない。それは、農業とくに耕種業から他業種への転業、離農を指す。

現在、専業化・多角経営化はまさに初歩的段階といえ、成功しているものも、成果のあがらぬものも、多くは兼業経営にある。この初歩的段階における典型例は万元戸である。

表Ⅱは、1982年に総収入が1万円を超えた湖南省岳陽地区の47公社111戸の専業戸¹⁹⁾(重点戸を含む)の収支内容である。総収入のうち、商品生産値は99.58万円で70.7%を占めており、その中で国家による買上げ部分は69.21万円であった。生産財・消費財支出は83.03万円、そのうち各種工業製品の購入総額は49.05万円、一戸当たり4,419元、全区農民平均の6.7倍であり、万元戸の市場における影響力は大きいといわねばならない。

表Ⅱ 万元戸111戸の経営内容

	総収入	生産費用	国家 税金	集団 蓄積	拡大 生産 投資	建築費	生活 資料	借金 返済	貸金	蓄積 と 現金	その他
111戸平均額(元)	12,689	3,067	135	638	590	1,348	2,474	571	515	2,894	456
総 合 額(万元)	140.84	34.05	1.5	7.08	6.55	14.97	27.46	6.34	5.71	32.12	5.06
比 重(%)	100	24.17	1.06	5.03	4.65	10.63	19.5	4.5	4.06	22.81	3.59

(出所、『農業経済問題』1983-4 31頁より引用)

又、万元戸の生業としている業種は、穀物食糧生産19戸、棉花生産26戸、茶等経済作物生産11戸、養漁業18戸、養蚕11戸、養畜業7戸、加工・運輸業19戸であ

るが、主業の収入が総収入の60%を超えているのは68戸、61.3%である。

この111戸の万元戸の経営内容から次のことが共通点としてあげられる。①多角経営を行ない、均等にバランスよく力を入れている。②耕種業より非耕種業の収益が多く、とくに穀物食糧生産の総収入に占める割合は大きくない。③家庭副業が効率がよいこと、である。(表Ⅲ、Ⅳ参照)

このように、万元戸も兼業経営であり、末だ專業化、多角経営化は達成していないが、家庭副業の経済効率のよさを十分に利用している経営であるといえよう。

表Ⅲ 111戸平均からみた収入

	111戸平均(元)	割合(%)
総収入	12,689	100
商品値	8,971	70.7
対国家商品	6,236	49.1
耕種業収入	4,573.9	36.0
非耕種業収入	8,115.1	64.0
家庭副業	4,910	38.7

(出所『農業経済問題』

1983-4 31~32頁より作成)

表Ⅳ 総収入50%以上の業種別農家数と割合

	戸数(戸)	割合(%)
耕種業から総収入の50%以上ある農家	38	34.2
穀物食糧から	6	5.4
非耕種業から	73	65.8

(出所『農業経済問題』1983-5 33頁より作成)

2.2. 專業化・多角化経営の問題点

家庭経済を基礎とした責任制の典型例でもあり、又專業化・多角経営化の政策によって発展した経営体である、專業戸・多角経営戸そして万元戸は共に、現段階においては兼業経営である。たしかに、この兼業経営は專業化・多角経営化に至る過渡的形態であり、各々への発展の可能性を有しているであろう。しかし、現在兼業経営に留まらせている要因があるのではないであろうか。

專業化と多角経営化とは表裏一体の政策であるが、現実問題として、口糧問題

を解決しなければならなかった。即ち、農村の公社員は自分の口糧は自分で確保しなければならず、その為耕種業以外の専業戸、また多角経営戸も自分の口糧田を確保しなければならなかった。このことにより、どうしても「離土不離郷(耕種業を離れ、農村で他業種々就く)」ことが実現できなかったのである。

この問題は前述した様に、'84年第1号文件により、専業化・多角経営化の促進と、耕地面積の狭小工から経済的利益の向上が純い、耕種業をより大規模経営にするため、請負地の「また請け」が容認されたことで解決されるはずであった。耕地は一部の篤農家の手に集中し、「離土」する「また請け」に出した者も、公正価格で口糧を入手することができるようになったからである。

しかし、実際には、土地の集中化は進まない様である。商品穀物食糧専業戸が存在する山西省武郷県では次の様な現象がおこっている²⁰⁾

武郷県では、大別している種類の生産責任制をとっていた。①「小而全」——各戸が口糧田と責任田を請負い、穀物食糧生産を主業とし、他業を兼業とする。②「兼業承包」——多角経営農家であれば、ただ口糧田のみを耕作し、責任田は穀物食糧専業戸が請負う。③「専業承包」——完全な専業請負いで、穀物食糧専業戸以外は、口糧田・責任田ともうけ負わない。この3形式であった。このうち、「小而全」形式を行っていた大隊では、多角経営戸が退田(土地の返却)を要求しても、土地の請負う相手がいなかった。「専業承包」の形式をとっていた大隊では、比敗的多角経営が発達していたが、責任田を請負っていた農家が不満を述べ、土地の返却要求をしたが、変わる者がいないので、全体を「小而全」に変更している。

この種の現象は数多く、普遍的なものと思われる。前述の'84年第1号文件でも、「また請け」に出す側の者が請負ってくれる者を自分で捜すことになっているが、請負ってくれる者を見つけることが、このほか困難であるということであるのかもしれない。とすれば、多角経営を発展させて、「離土」しようにも土地の請負い需要が存在しなければ、多角経営化の発展も、土地の集中もあり得ないことになる。

この問題を解決するためには、経済効率の低い耕種業の経済効率をいかにして高かめるか、又、地域単位なり、関連合作経済組織等の集団による支援²¹⁾しか方

法はないようである。なによりも、労働生産性を向上させる、労働節約的な要素が投入できる状況を作り出さねばならないであろう。

3. 新しい経済組織

3.1. 新経済連合の試み

前述した様に、人民公社に変わる経済組織が各地で創出されたが、ここでは2例紹介する。

A — 河南省の農村経済連合社²²⁾

河南省農村では、專業化と商品化の発展にしたがい、一部分の農民が“規模の利益”を追求するために、各種形式の新経済連合体を組織しはじめた。

1983年上半年期までに、全省の專業戸と新経済連合体に参加した農家数は15%に達した。しかしながら、その力量は限られたもののため、省は供給販売合作社に農村経済に服務する各部門と単位を連合して、農村経済連合社を設立することを依託した。

供給販売合作社は、各種の組織、広大な農民と結合できる様、自らの体制改革を行ない、農商連合経営を基礎とする、各項連合経営作りを行なった。これは、供給販売合作社の経営と農民の商品生産にと結びつけることを意図したものである。次に、経済連合社は供給販売合作社を基礎にして、各部門と単位の間を広範な経営を組織化した。この場合、過去の誤りをしないように、あらゆる形で連合と競争とを取り入れ、対等の関係とすることを原則としていた。

こうして成立した連合経営は、種類では、生産・購買・加工・科学技術連合経営であり、項目別では、養殖・耕種業・サービス業等の連合経営、単位別では、基層供給合作社と県経済連合社、供給販売合作社と專業戸等、広範囲にわたって組織された。

これらの連合経営の中で農民は、自分自身ですることには協力・支援してもらい、自分でできないことは、連合組織にまかせばよいのであった。一方、まかされた組織体は別の連合経営を利用しながら工作をなしとげるのである。例えば、鹿邑県の「売糧難（食糧が売れない）」問題は、穀物食料部門の組織が売りさばく一方で、供給販売合作社、社隊企業の販売会社と、郷の製粉工場、專業戸が広

範に連合経営を組織し、穀物食糧を製粉加工して販売した。又ある地方で棉花生産が発展すると、経営連合社は、供給販売合作社、農業技術ステーション、信用合作社等を組織して、農民と請負い契約を結ばせ、別々に技術指導、化学肥料・種子・農薬・農業機械等の供給と資金の投資、貸し出しをさせた。

このように、河南省の経済組織では、供給販売合作社こそが、商品生産発展の要とし、これを基礎に多方面にわたって連合経営組織をつくりあげて、又各自の中心に農村経済連合社を置き、別々に分枝することなく、体系的、総合的に組織化された。農民、専業戸は相互協力体制にある、これら連合経営の中の一単位として組み込まれている。

B — 湖南省益陽地区の農村新経済連合体²³⁾

上述の経済連合体は、いわば「官辦」であるが、農民による主体的組織形成もみられる。

家庭経済を基礎とした生産責任制の普及と同時に、農民の間で自発的な互助協作的な経済連合が出現した。当初“形”はなかったが次第に連合の範囲と規模を拡大し、又組織形式を有する様になり、新経済連合体が成立した。1983年3月末までに14,359個、参加農家数50,058戸、全区総農家数の5%を占めていた。

新経済連合体の設立可能な要因としては、①大量の剰余労働力が出た、②農民の収入が増加し、余剰資金ができた、③各種技術をもつ者が統一労働から解放されたことにある。この要因は、家庭副業や他の業種をはじめることへの条件と一致する。他方、必然的要因として、①穀物食糧専業から多角経営戸に移行しようとする農家が増えたが、単独では困難が多い、②商品食糧専業戸の発生により、生産前・後の各方面にわたる多様なサービス業が必要となった。③農民の収入が増えるにシ職が単純なこと、④組織構成員は、別々に自主的経営基盤を有してもよいこと、⑤専業化・商品化生産経営を行なう、⑥連合形式の多様性、(表V参照)⑦民主的管理、⑧科学的で活力ある経営、⑨経済的効率がよいこと、である。

表 V 益陽全区の連合体の連合形式

	連合形式の特徴	割合%
連合要素別	主として労働力による連合	43
	〃 資金 〃	20
	〃 技術 〃	13
	〃 生産用具 〃	24
経営内省別	專業性生産の連合	29.3
	生産前・後の社会服務的連合	53
	生産・販売の連合	13.3
	農工商総合連合	4.4
対象別	戸と戸の連合	64
	戸と集団、国家の連合	34.3
	戸、集団、国家の3者連合	0.4
	集団と集団、国家の連合	1.3
連合地域	生産隊の枠を出ない連合	30
	生産隊、社、県、地、省をこえた連合	68.8
	町と村の連合	0.2

(出所、『経済調査』1984-1 12頁より引用)

この経済連合体は、剰余労働力81,900人、全区農村総労働力の5%を吸収し、資金2,983万元を集めた。1983年には総産値収入は3.2億元と見込まれている。

以上、2つの新経済連合体は、その成り立ちのし方、方法等において違いはあるが、共通するものは、商品生産の発展を基本方針にし、生産面と流通面とを総合的、広範に結びつけたことにある。これらの保証があってこそ、多角経営戸の「離土」、穀物食糧專業戸による土地集中、経営規模の拡大もスムーズに行なわれ、又穀物食糧專業戸自体も加工業の発達、販路の拡大等により収入を向上させることができるのである。

3.2. 新しい経済組織の問題点

新経済連合体は、農村における、新たな集団の経済組織の要求により発展している。しかし、まだ解決されねばならない問題がある。それは、人民公社体制改革によって分設した経済組織との関係である。まず、政社分離によって確立し

た経済組織がいかなる位置づけであるかを考察しなければならない。

前述した様に、政社分離化により、従来の人民公社管理委員会は、行政を司さどる部門と、経済を担当する部門に分かれた。一方は郷政府となり、一方は種々の名称のもとに新しい経済組織になった。しかしながら、政府の経済建設重視の政策のもとで、郷政府も郷区の経済建設に指導と管理の責任を持つことになった。このため両者の担当境界が不明確になったのである。多くの地方で、この問題を解決するために、郷政府は経済上の全郷の計画を管理し、経済組織は具体的な活動を管理することになった。

しかし、この措置は郷全体の経済建設計画自体が、すでに設立している多くの経済組織の企業計画に干渉することになり、諸経済組織の自主制を制限・規制するものになることを意味していた。また反面、新経済連合体は郷区の多くの経済組織の生産・経営活動に何らの管理・指導・計画の権限すらないことをも意味していたのである。²⁴⁾

即ち、この問題を解決することは、又新たな政社合一を生み出す可能性があるということになる。この問題を生じせしめた根本的原因は、政社分離が実質的に確立しておらず、単なる組織内部での分工にしかすぎなかったともいえよう。²⁵⁾ 新経済連合体は、決して単独な経済組織ではなく、単なる郷レベルでの经济管理機構にすぎず、村レベルにおいても同様であった。それは経済行政面に2つの行政・管理組織が存在することでしかないのである。前述の河南省の例も例外ではない。旧「三級所有制」に属していた各級社隊企業が実質的に分立しただけでしかなく、経済行政は混乱するばかりなのである。

この問題のもう1つの原因としては、人民公社レベルでの政社分離化が行なわれたが、そのまま旧人民公社の範囲、領域をもって新経済連合体が成立したことにある。行政単位は、末端として郷レベルでよいにしても、経済単位まで郷レベルに限定する必要はないのである。又、実際多くの経済組織は郷を超えて活動・発展しようとしている。その中で、郷をレベルとした新経済連合体は存在する意味はなく、ただ発展を制限するだけではないであろうか。

以上は、当面現われている問題であるが、原因は、人民公社制度の残滓といえる。この公社制度ののこしたものは有形無形に農村に存在しており、今後も問題

点となるのではないであろうか。

おわりに

中国農業現代化政策は、ますます專業化・多角經營化・商品生産の發展を旨としてゆくと思われる。そして農村では家庭經營を單位・基礎とする經營体・經濟組織の活動が發展してゆき、農村經濟發展の推進力となってゆくであろう。これは現段階では、農民の生産への積極性と自発性のあらわれであると評価できるが、一方で農民の「労働致富」を政策面で支持している政府の役割りも重要である。

人民公社の解体は、生産責任制のより發展と、專業化、商品生産發展に必要なことであった。しかし、安易な組織上の政社分離は、農村の經濟發展の障害ともなりつつある。なぜなら、小規模な個別経営である專業戸、多角經營戸がより發展してゆくためには、広範囲にわたる流通網の整備や、生産前・後を支援してゆく社会的なサービス業の發展が必要であるからである。

たしかに、耕種業における專業戸の經濟効率は低いが、トラクターステーションや、種子・肥料公司、農業技術普及機関等の面で充実が計られれば、農民の負担も軽くなり、經濟効率が上がってゆくであろう。そうすれば絶対に必要な穀物食糧の自給はもちろん、輸出産業としても發展できるであろう。

又、現在人民公社体制の否定側面が強調されているが、各地域に人民公社に代わる総合的な經濟基盤・組織は必要とされている。問題は閉鎖的に、自己完結的な構造にならないことではないであろうか。

今後、実際に家庭經營を中国が如何に發展させてゆくか、又人民公社の經驗をどう繼承・發展させてゆくかを課題としたい。

註

- 1 「經濟体制改革に関する中共中央の決定」『北京周報』1984年№44 2頁。
- 2 『北京周報』1984年№44 17頁。
- 3 本論で使用する農業は、中国側の使用と同様に、農(耕種業)・林・牧・副・漁業を全面的に含むものである。
- 4 ここで言う副業とは、家庭副業ではなく、社隊企業活動を中心としたものを指す。
- 5 中共中央・國務院轉國家農委「『關於積極發展農村多種經營的報告』的通知」(華農

- 編『農村工作手冊』新華出版社1983年所収) 31～38頁。
- 6 「当前農村經濟的若干問題(摘要)」『新華月報』1983年4期 73頁。
 - 7 中共中央「1984年農村工作に関する通知」『中国農民報』1984年6月11日。
 - 9 「全国農村工作會議紀要」『人民日報』1982年4月6日。
 - 10 「關於進一步加強和完善農業生產責任制的幾個問題」(前掲『農村工作手冊』所収) 30頁。
 - 11 韋克難「論我國農村專業戶的產生, 發展及其重大作用」(『農業經濟問題』1983年9期所収) 15頁。
 - 12 『1983年中國經濟年鑑』I - 42頁。
 - 13 「中華人民共和國憲法」第8條。(『北京周報』1982年№52所収)尚, 明確な政社分離, 鄉政府建立の指示は, 1983年10月12日, 中共中央, 國務院「關於實行政社分開建立鄉政府的通知」が各地に未公開資料として発布されたという。(『人民日報』1983年11月23日。又『中共研究』1984年第5期には全文が掲載されている。)
 - 14 王貴農他『農村經濟建設讀本』中国青年出版社1984年 26頁。
 - 15 开洪他『農業生產責任制』1981年上海人民出版社 12頁。
 - 16 林子力主編『連產承包制講活』1983年經濟科学出版社 96頁。
 - 17 11)に同じ。
 - 18 16)に同じ。
 - 19 中共湖南省岳陽地委研究室「從一批萬元戶的出現看農業發展新局面」(『農業經濟問題』1983年4期) 31 - 34頁。
 - 20 李步責 任連珠「武鄉縣商品糧食專業戶調查」(『經濟調查』1984年第1輯) 1～5頁。
 - 21 『北京周報』1984年№18 16頁。
 - 22 中共河南省委政策研究室「河南省建立農村經濟連合社的調查」(『農業經濟問題』1984年2期) 3～9頁。
 - 23 楊明光「益陽地區農村新經濟連合体的情況」(前掲『經濟調查』) 9～16頁。
 - 24 14)に同じ 56頁。
 - 25 張宝通「政社分開与人民公社經濟体制改革」(『經濟研究』1984年5期) 27頁。

附記: 本小論の作成・掲載にあたって, 平和科学研究センター兼任研究員, 総合科学部
小林文男教授に御指導・御推薦をいただいたことを深く感謝いたします。